不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：上下水道部施設管理課　№001

処　分　名	給水装置の基準違反に対する処置
処分の概要	給水契約の申込み拒否や給水停止を行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例 202 号） 第 35 条第１項及び第２項
処分基準	給水装置に使われている材料の構造及び材質が水道法施行令第６条に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその基準に適合させるまでの間、給水停止を行うことができます。 給水装置が指定給水装置工事事業者が施行したものでないときは、給水契約の申込みを拒み、又は給水停止を行うことができます。 ただし、厚生労働省に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置がその基準に適合していると確認したときはこの限りではありません。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和５年４月１日）
備　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 第３５条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。 ２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし法第16条の２第３項の厚生労働省令に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課　№002

処　分　名	給水装置の切離し
処分の概要	給水装置の切離しを行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例 202 号） 39 条第 1 号及び 2 号
処分基準	給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき、または給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたときに給水装置の切離しを行うことができます。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和５年４月１日）
備　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市水道事業給水条例 第 39 条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。 （１）給水装置所有者が 90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。 （２）給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：上下水道部施設管理課　№003

処　分　名	春日部市指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び停止
処分の概要	春日部市指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は停止を行います。
根拠条例等・条項	春日部市指定給水装置工事事業者規程 （平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 14 号） 第８条及び第９条
処分基準	（1）不正の手段によって指定を受けたとき。 （2）春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 5 条各号に適合しなくなったとき。 （3）春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （4）春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 12 条各項に違反したとき。 （5）春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 13 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業運営をすることができないと認められるとき。 （6）春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 （7）春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 17 条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。 （8）その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 ※（1）～（8）に該当する場合に指定を取り消すことができます。 なお、考慮すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに代えて、６か月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができます。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和５年 4 月 1 日）
備　　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市指定給水装置工事事業者規程 第８条　管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第１項の指定又は第５条の２第１項の指定の更新を取り消すことができる。 （１）不正の手段により第４条第１項の指定又は第５条の２第１項の指定の更新を受けたとき。 （２）第５条各号に適合しなくなったとき。 （３）第７条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 （４）第 12 条各項の規定に違反したとき。 （５）第 13 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 （６）第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 （７）第 17 条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 （８）その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 第９条　前条各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、６か月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：上下水道部施設管理課　No.004

処　分　名	指定排水設備工事店の指定の取消し
処分の概要	指定工事店の指定を停止し、又は取り消すことができる。
根拠条例等・条項	春日部市指定排水設備工事店規則第８条
処分基準	春日部市指定排水設備工事店規則 （指定の取消し等） 第８条　市長は、指定工事店が次の各号いずれかに該当するときは、指定を停止し、又は取り消すことができる。 （1）　法令、条例、春日部市下水道条例施行規則（昭和６１年規則第１号。以下「施行規則」という。）又はこの規則に違反したとき。 （2）　第２条に規定する資格の要件に該当しなくなったとき。 （3）　工事技術上の欠陥により公共下水道施設又は排水設備等の機能に重大な支障を及ぼしたとき。 （4）　正当な理由がなく条例、施行規則又はこの規則に基づいて市長が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。 （5）　不正の手段により指定工事事業者の指定を受けたとき。 （6）　前各号に定めるもののほか、市長が指定工事店として不適格であると認めたとき。 ２　市長は、前項の規定より指定を停止し、又は取り消したときは、春日部市指定排水設備工事指定・排水設備工事責任技術者登録取消等通知書（様式第３号）により通知する。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
備　考	

根拠条例及び **関係例規等の抜粋**	■春日部市指定排水設備工事店規則 （指定の取消し等） 第８条　市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を停止し、又は取り消すことができる。 （１）　法令、条例、春日部市下水道条例施行規則（平成17年規則第67号。以下「施行規則」という。）又はこの規則に違反したとき。 （２）　第２条に規定する資格の要件に該当しなくなったとき。 （３）　工事技術上の欠陥により公共下水道施設又は排水設備等の機能に重大な支障を及ぼしたとき。 （４）　正当な理由がなく条例、施行規則又はこの規則に基づいて市長が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。 （５）　不正の手段により指定工事事業者の指定を受けたとき。 （６）　前各号に定めるもののほか、市長が指定工事店として不適格であると認めたとき。 ２　市長は、前項の規定により指定を停止し、又は取り消したときは、春日部市指定排水設備工事店指定・排水設備工事責任技術者登録取消等通知書（様式第３号）により通知する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:上下水道部施設管理課　№005

処　分　名	排水設備工事責任技術者の登録の取消し等
処分の概要	責任技術者の指定を停止し、又は取り消すことができる。
根拠条例等・条項	春日部市指定排水設備工事店規則第 19 条
処分基準	春日部市指定排水設備工事店規則 （指定の取消し等） 第１９条　市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を停止し、又は取り消すことができる。 （1）　法令、条例、施行規則又はこの規則に違反したとき。 （2）　第８条第１項の規定による指定工事店の指定の停止又は取消しが責任技術者の職務に起因するとき。 （3）　正当な理由がなく条例、施行規則又はこの規則に基づいて市長が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。 （4）　偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。 （5）　前各号に定めるもののほか、市長が責任技術者として不適格であると認めたとき。 ２　市長は、前項の規定より登録を停止し、又は取り消したときは、第８条第２項規定する通知書により通知する。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
備　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市指定排水設備工事店規則 （登録の取消し等） 第19条　市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を停止し、又は取り消すことができる。 （１）　法令、条例、施行規則又はこの規則に違反したとき。 （２）　第８条第１項の規定による指定工事店の指定の停止又は取消しが責任技術者の職務に起因するとき。 （３）　正当な理由がなく条例、施行規則又はこの規則に基づいて市長が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。 （４）　偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。 （５）　前各号に定めるもののほか、市長が責任技術者として不適格であると認めたとき。 ２　市長は、前項の規定により登録を停止し、又は取り消したときは、第８条第２項に規定する通知書により通知する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：上下水道部施設管理課　No.006

処　分　名	公共ます及び取付管の設置に伴う公共下水道の改築の費用負担
処分の概要	公共ます及び取付管の箇所数は１つの敷地につき１箇所としているが、１箇所を超えた公共ます及び取付管の設置をする場合は、市長との協議により、その費用及び当該設置に伴う公共下水道の改築の費用を負担しなければならない。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例第 12 条第 2 項
処分基準	春日部市下水道条例 （公共ます及び取付管の取付け及び費用負担） 第１２条 ２　前項ただし書に規定する者は、１箇所を超えた公共ます及び取付管の設置に関し、その費用及び当該設置に伴う公共下水道の改築の費用を負担しなければならない。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
備　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市下水道条例 （公共ます及び取付管の取付け及び費用負担） 第12条　公共下水道に汚水を流入させるために市が設置する公共下水道の公共ます及び取付管の箇所数は、１つの敷地につき１箇所とする。ただし、２箇所以上の設置を特別に必要とする者は、市長と協議しなければならない。 ２　前項ただし書に規定する者は、１箇所を超えた公共ます及び取付管の設置に関し、その費用及び当該設置に伴う公共下水道の改築の費用を負担しなければならない。